

## 議会基本条例代表者会議作業部会の傍聴について（運用）

議会基本条例代表者会議作業部会（以下「作業部会」という。）の傍聴については、小金井市議会傍聴規則を準用することとするが、運用は、以下のとおりとする。

- 1 傍聴席の定員は、おおむね5名とする。
- 2 傍聴に際し、ビデオ等の撮影、又は録音等を行うことはできない。
- 3 各作業部会の班長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。